

## 告示研修で担う新たなる責務

富田 博信

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長

1951（昭和26）年に先人たちの尽力により制定された診療放射線技師法は、その時代の医療環境の変化に対応すべく幾度か改正されてきた。記憶に新しいところでは、2014年6月18日に一部改正され、われわれの業務内容が拡大された。具体的には（1）CT・MRI検査等での自動注入器による造影剤の注入、造影剤投与後の抜針・止血（2）下部消化管検査の実施（ネラトンチューブ挿入も含めて）（3）画像誘導放射線治療時の腸内ガスの吸引のためのカテーテル挿入——である。これらの業務を行うために、医療の安全を担保することは重要であり、本会は「業務拡大に伴う統一講習会」と称し、必要な知識・技能を習得することを目標とした講習会を企画・開催してきた。本講習会の受講率は、地域技師会の皆さまの大きなご支援により、全会員の60パーセントを超える受講実績があり、2021年度以降も継続して講習会を開催する方針である。現時点で未受講の会員には医療安全の観点からも受講をお勧めしたい。



2024年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用され、労働時間の短縮を着実に推進していく具体的な方向性の一つとして、「タスク・シフティング/シェアリング」が掲げられ、厚生労働省「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」で議論された。その結果、診療放射線技師の業務範囲の見直しが行われ、具体的には（1）造影剤を使用した検査やRI検査のために静脈路を確保する行為、RI検査医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血をする行為（2）RI検査のためにRI検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為（3）動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く）、動脈に造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為（4）下部消化管検査（CTコロノグラフィ検査を含む）のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為（5）上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為（6）医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、病院又は診療所以外の場所に出張して行う超音波検査——が追加された。これらは国会で審議され、2021年4月8日に衆議院で可決、通過した。これに伴い、本会では2021年度事業の中で「告示研修」と称して、厚生労働省の指示の下、開催を計画しているところである。詳細は本会会誌4月号「医師の働き方改革に伴う診療放射線技師の業務拡大と告示研修」を参照されたい。告示研修は既卒診療放射線技師全ての受講が必須となっており、非会員も含め全員の受講を達成すべく進めてまいりたい。

われわれ診療放射線技師を取り巻く環境は日々変化しており、診療放射線技師の業務範囲はさらに拡大していくことが推察される。このような中、国民の期待に応えるべく新たな研鑽も必要である。また各施設内においても医師・看護師など、他職種との連携や協力もさらに強化する必要があり、医療全体の中でわれわれに何ができるか？患者のために何をすべきかを考え、業務を行っていく必要がある。昨今、われわれ自身の業務拡大のことだけがクローズアップされがちであるが、「木を見て森を見ず」にならぬよう、患者中心の医療への取り組みが大変重要なと考える。本会としては今後も対話と協調をスローガンに、関係各所と密に連携して事業を進めていく。

会員各位におかれましては、コロナ禍の折、日常業務でもご苦労されているとお察し致しますが、本年度より始まる「告示研修」に関しまして、趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い致します。